

平成27年度第2回函館市男女共同参画審議会会議録

|                   |  |
|-------------------|--|
| 開催日時              | 平成27年11月30日 月曜日 18時00分から   |
| 開催場所              | 函館市役所 8階 第2会議室   |
| 議 題               | (1) 会長および副会長の選出について<br>(2) 平成26年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について (公開)<br>(3) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について (公開)<br>(4) その他 (公開)  |
| 出席委員              | 塗 政江 会長 川端 和雄 副会長 宮越 忍 委員<br>荒木 知恵 委員 高木 康一 委員 池田 富美 委員<br>新谷 サツ子委員 大森 孝志 委員 比森 敏邦 委員<br>大島智恵美 委員 久保田 則子 委員 (計11名) |
| 欠席委員              | 小澤 紀代 委員   |
| 傍聴者               | なし   |
| 事務局<br>出席者<br>職氏名 | 市民部長 堀田三千代<br>市民・男女共同参画課長 根本 弘樹 主 査 高橋 志央里<br>主事 米澤 友理絵  |

|      |  |
|------|--|
| 司 会  | <p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、市民・男女共同参画課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成27年度第2回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、市民部長の堀田三千代から、ご挨拶を申し上げます。</p>  |
| 堀田部長 | <p>皆さん、こんばんは。市民部長の堀田でございます。</p> <p>函館市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様には、日頃から、男女共同参画をはじめ、市政の推進にご理解とご協力を賜り改めてお礼を申し上げます。</p> <p>このたび、この審議会の改選がございまして、12名の委員の方のうち、6名の方が引き続きお引き受けいただき、また6名の方が新たに委員をお願いすることになりました、これから2年間、平成29年9月末までですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>この男女共同参画の推進につきましては、平成11年に男女共同参画基本法が、国の方で制定をいたしまして、その後地方公共団体においても、条例の制定や基本計画づくりなどが進められてきておりまして、この函館市におきましても、平成10年に、男女共同参画推進のための基本計画である「はこだてプラン21」を策定いたしました。平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の中に、男女共同参画の推進のために、市長の諮問に応じ、調査審議するため、この審議会を設置いたしまして、このたび、6期目がスタートしたところでございます。</p> <p>この審議会では、これまで、平成20年からの10年間の計画であります第2次基本計画「はこだて輝きプラン」の策定にあたり、委員の皆様、計画内容の審議や答申をいただいたほか、計画の進捗状況や本市の男女共同参画の取り組みについてご意見をいただくなど、本市における男女共同参画の施策の推進にあたりまして、重要な役割を担っていただいているところであります。</p> <p>来年度は、第3次基本計画を作るための基礎資料となる「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」というものを予定しておりまして、皆様のご意見を伺いながら、実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、ご案内のとおり、平成26年度輝きプランの進捗状況と、来年度実施の市民・事業者意識調査についてなどでございますので、皆様方には、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますとともに、この審議会を通じまして、本市の男女共同参画の推進がより一層図られますことをご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> |
| 司 会  | <p>本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、11名の方が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第1</p>   |

2条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

この会議は、原則公開であります。

本日傍聴人はおりませんので、ご報告いたします。

なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してご発言下さいますよう、お願いいたします。

本日の議題ですが、お手元の次第にありますとおり、

- (1) 会長および副会長の選出について
- (2) 平成26年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について
- (3) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について
- (4) その他 の4つの議題についてご審議いただきます。

それでは、議事に関連して、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日配布いたしましたのは、次第、名簿、座席表、女性登用率の推移、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書【概要版】、女性センターの平成27年度業務概要、平成27年度女性センター講座募集案内、情報誌「マイセルフ」54号、「はこだて輝きプラン」の冊子、先日、郵送させていただきました、平成26年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況の資料と、「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」の資料になります。

よろしいでしょうか。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。

皆様ひとことずつ自己紹介いただければと思います。

宮越委員です。

宮越委員      こんばんは。函館市小学校長会より来ております、函館市立桔梗小学校校長の宮越忍と申します。どうぞよろしくお願いたします。

司 会      塗委員です。

塗委員      函館市行政評価分室行政相談員の塗と申します。  
よろしくお願いたします。

司 会      荒木委員です。

荒木委員      弁護士の荒木と申します。  
どうぞよろしくお願いたします。

司 会      高木委員です。

高木委員      北海道教育大学函館校で憲法と行政法を担当しております高木と申します。  
よろしくお願いたします。

司 会 池田委員です。

池田委員 私は、連合北海道の函館地区連合会で女性委員会事務局長をしております池田と申します。前回の阿部委員長に代わって、今回から委員になりました。よろしく願いいたします。

司 会 新谷委員です。

新谷委員 皆さんこんばんは。町会連合会から来ました新谷と申します。初めてですので、色々これから知識を深めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司 会 大森委員です。

大森委員 渡島総合振興局で環境生活課長をしております，大森と申します。北海道の男女平等参画の担当しております。色々これから道庁の方も皆さんのご協力が必要となりますので，どうぞよろしく願いいたします。

司 会 比森委員です。

比森委員 皆さんこんばんは。私はボランティアとして，町会の役員と民生委員をしております。どうぞよろしく願いいたします。

司 会 大島委員です。

大島委員 皆さんはじめまして。私は，以前保育士，また幼稚園教諭をしておりました。その経験を通して今回の審議会に参加させていただいております。何もまだわかりませんが，多くの勉強をさせていただきながら，意見を投じていきたいと思えます。よろしく願いします。

司 会 久保田委員です。

久保田委員 はじめまして。私は8年前まで保育士をしております，働くお母さんの支援をして，現在は函館市の子育て支援としての有償ボランティアにも関わっております。また，ファミリーサポートを子どもさんを預かる方で関わっております。函館はすごくお母さんと子どもに対するケアが充実していると今年に入ってから聞きまして，すばらしいことだと思いました。よろしく願いいたします。

司 会 川端委員です。

|      |   |
|------|---|
| 川端委員 | 皆さんこんばんは。私は町会や社会福祉協議会などいろいろなことをやっております。何にでも興味を持ってやっております。今回もこの審議会に公募いたしました。よろしくお願いいたします。  |
| 司 会  | では、次に事務局職員を紹介いたします。<br>市民部長の堀田です。   |
| 堀田部長 | 堀田です。よろしくお願いいたします。  |
| 司 会  | 市民・男女共同参画課長の根本です  |
| 根本課長 | 根本です。これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。  |
| 司 会  | 主事の米澤です。  |
| 米澤主事 | 米澤です。よろしくお願いいたします。  |
| 司 会  | 市民部次長の林は、本日所用により欠席となります。<br>最後になりますが、本日司会を務めます高橋です。<br>よろしくお願いいたします。以上、事務局職員でございます。   |
|      | それでは、早速、議題にはいりますが、会長が決まるまでの間、市民部長に進行をお願いいたします。  |
| 堀田部長 | それでは、会長が決まるまでしばしの間、司会を務めさせていただきます。本日は、改選後初めての審議会ということで、会長が選出されておられませんので、議題1「会長および副会長の選出について」、私の方で議事を進めさせていただきます。<br>男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項により、会長と副会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたかご推薦などございませんか。 |
| 宮越委員 | 前回引き受けていただいた塗委員が、大変審議の方も進めていただきましたので、今回もお願いできればと考えております。いかがでしょうか。   |
| 堀田部長 | ただいま、会長に塗委員とのご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。  |
| 委員   | 異議なし  |
| 堀田部長 | ありがとうございます。それでは、会長に塗委員を選出するとに決まりましたので、この後は、会長を議長として、審議会を進めてまいりたいと存じます。<br>塗会長、どうぞよろしくお願いいたします。  |
| 司 会  | それでは、塗会長は、どうぞ、会長席へお移りください。  |

塗会長 前回引き受けさせていただきまして、今回も私のようなもので務まるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副会長の選出に入りたいと思います。どなたか推薦等ございますでしょうか。

川端委員 見回したところ、私が最長老ですので、もし皆様の異議がなければその任について務めたいと思っております。よろしいでしょうか。

塗会長 異議ございませんので、では川端委員よろしくお願いいたします。

川端委員 それでは、僭越ながら副会長を務めさせていただきたいと思います。色々不行き届きな点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

司 会 会長、副会長が決まりましたので、改めましてそれぞれ、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。塗会長、よろしくお願いいたします。

塗会長 先ほども申しました通り、私でよいのだろうかと思っているところです。男女共同参画ということについて、世の中の皆さんが目覚めてきているかなと思っておりますが、この間も2、3日前に、高い地位にある方が女性蔑視の発言をなさったというニュースがあったかと思えます。このように、地位の高い方でこのようなことを十分に熟知している方でも、このような発言をするということは、一般の方ではまだ目が覚めていない方もいらっしゃると思いますので、皆さんで審議して、よりよい社会にしていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。それでは、川端副会長、よろしくお願いいたします。

川端副会長 会長の補佐として、皆さんと一緒に審議を進行していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

塗会長 それでは、議事を進めてまいります。

議題2『平成26年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について』ですが、事務局から、説明願います。

事務局 (課長) それでは、「はこだて輝きプラン」の施策の推進状況の説明にあたりまして、今回は、審議会の委員の改選が行われましたので、12名の委員のうち、半数の方が新たな委員として加わりましたので、はじめに、男女共同参画の国や市の動きについて、若干ご説明したいと思います。着席のままご説明させていただきます。

皆さんのお手元に、「はこだて輝きプラン」の47ページに、男女共同参画行政のあゆみというものがありますので、この中からピックアップしてご説明させていただきます。

男女共同参画につきましては、国際的には、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とすることを宣言したことで、その後、世界的な動きとなって

おります。

日本では、昭和60年に、男女雇用機会均等法が制定され、女子差別撤廃条約の批准を得て、平成3年に育児休業法、平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定され、その翌年に、「男女共同参画基本計画」が制定されています。

そして、平成13年に内閣府に男女共同参画局が設置され、平成17年に第2次、平成22年に第3次の男女共同参画基本計画が制定されております。

一方函館市におきましては、平成8年に教育委員会に「女性課」を設置して、この年に、男女共同参画社会に向けた「市民意識調査」を始めております。その後、平成10年に現在の輝きプランの前身であります「男女共同参画基本計画～はこだてプラン21」を策定しました。

平成13年には、教育委員会にございました「女性課」を市民部に移管して、「男女共同参画課」を設置しまして、平成24年度に市民課と統合し、現在の「市民・男女共同参画課」となっております。

また、市では平成17年4月に「函館市男女共同参画推進条例」を施行し、この審議会はこの条例に基づいて設置されたものでございますが、平成20年3月には、お手元にございます第2次男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を策定したという流れになっております。

以上、これまでの流れについて、簡単に説明をいたしました。

それでは、議題2の平成26年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について資料に基づき、説明させていただきます。

審議会開催のご案内時に事前に配付いたしました『はこだて輝きプラン』施策の推進状況の冊子をご覧くださいと思います。

まずはじめに、1ページをお開き願います。ここには、「はこだて輝きプラン」の体系図として、3つの基本目標と、その目標に沿う10の推進の方向、そして、全部で29の主要施策を記載しております。

次の、2ページから4ページは、主な事業の概要を記載した、総括表となっております。

次に5ページですが、「はこだて輝きプラン」の数値目標と、指標項目の一覧を掲載しております。一番上には、計画期間内の平成29年度末までに、各種審議会委員への女性の登用率を、30%にするという、数値目標を記載しております。

数値目標は、この一つですが、その下に、数値の動向で進捗状況を把握するための、指標項目をそれぞれ掲載しております。

次に6ページから23ページまでですが、基本目標に対する具体的な取り組み状況について、記載しております。

基本目標、推進方向、主要施策ごとに一覧を作成しておりますが、事業実績の内容が他の施策と重複しているものにつきましては、(再掲)と記載しております。

こちらの具体的な取り組みの内容の説明につきましては、ここでは省略をさせていただきます。

次に、28ページから、当プランの数値目標および指標項目の推移を33ペー

ジまで記載しております。

ここでは、数値目標と指標項目について、これまでの数値を示して、動向がわかるようになっておりますので、ひとつずつ説明をしたいと思います。

最初に28ページ上段に記載しております各種審議会委員への、女性の登用率でございますが、この計画期間の平成29年度までに、30%とすることを目標としておりますが、平成26年度当初では、23.3%となっております。

また、この登用率の推移につきましては、国や北海道と比較し、グラフにしたものを本日資料としてお手元に配付しております。

ご覧のように国や道と比較しても、函館市では登用率は低い状況となっております。こちらに記載はないのですが、今年4月1日現在の登用率ですが、23.9%となっております。先ほどお話しした平成26年度よりわずかにですが、0.6ポイント上昇しているということになります。

平成24年度から、各種審議会等委員への女性の登用促進策として、市民・男女共同参画課が、市の人事課と連携しまして、各種審議会等の所管課に出向いて、直接、女性登用の取り組みについて説明し、協力を依頼しておりますほか、

平成25年度に開始いたしました「函館市女性人材リスト」の登録者への各種審議会の公募情報の提供や、各部局が各種審議会の委員選定をする際に、人材リストの活用も呼びかけておりまして、今後、目標達成へ向けて継続的に働きかけていこうと考えております。

次は、指標項目として、目標値は定めておりませんが、数値の動向によって進捗状況を把握することにしております。

28ページの中段から29ページにかけて

基本目標の1「人権尊重と男女平等の意識づくり」についてです。

この項目は、ほとんどが5年ごとに行っております「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」の結果を基にしておりまして、直近で行ったのが平成23年度ということですので、前回、前々回の審議会でもご報告させていただいておりますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めてこの数値を比較しながらご説明させていただきます。

(1) 男女平等の視点に立った、教育・学習の充実で、社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合でございますが、

平成23年度の数値ですが、12.4%でした。

平成8年の調査時から、少しずつではありますが、男女が平等であると感じている人は、増えてきていることがこちらの数値でわかると思います。

次に、(2) 男女の人権尊重意識に立った暴力の根絶でドメスティック・バイオレンス被害の割合と、被害者が誰にも相談しなかった割合ですが、直接経験したことがあるという、女性の割合は、平成23年度の調査では、15.1%で、数値的には前回より少し下がっております。また、被害に遭ったことを、誰にも相談しなかったと答えた人の割合ですが、平成23年度は、40.2%となっております。前回、前々回と比較して減ってきていることがわかります。

これは、DVについての認識が、市民に周知されてきたものではないかと考えております。

しかし、意識調査の中で、誰に相談しますかとの問では、友人や知人が一番多



く、次いで親族で、行政や民間などの専門機関に相談したケースは、前回よりも減っているという結果でした。

このため、今後におきましても、相談機関の周知のため、積極的な啓発活動を行っていかねばならないものと考えております。

次に29ページの、DV被害による緊急一時保護件数ですが、26年度では、シェルター入居件数が63件で、これまで、年間50～60件程度で推移しております。こちらは、NPO法人ウィメンズネット函館で一時保護した件数でございます。

次の「セクシャル・ハラスメントの被害の割合」は、13.9%で、調査のたびに、少なくなっております。

しかし、相談をしなかった割合は、48.4%となっております。被害は減少してきておりますが、まだ半分近くの人が、相談をしなかったわけですから、まだまだ、潜在化しやすいことがわかると思います。

次は(3)の男女平等意識の啓発の固定的な役割分担を肯定する人の割合でございますが、「男は仕事・女は家庭」というように、男性、女性の役割を決めてしまうことを、固定的役割分担意識と言いますが、これを肯定する人の割合です。

23年度の調査では、賛成・どちらかといえば賛成と肯定している人は、33.9%でした。また、反対・どちらかといえば反対と否定している人は、31.8%でした。30ページをお開き願います。

基本目標の2 「あらゆる分野への男女共同参画の促進について」でございますが、(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、市の職員の管理職における女性の割合についてですが、平成22年度から、約10～11%くらいの数値で推移しておりますが、26年度の人事異動では、女性管理職の登用が積極的に行われましたので、14.2%というように増えております。27年度では、さらに登用率が上がりまして、281名中42名が女性管理職ということで、割合としましては14.9%で、0.7%増加しております。

次は、小中学校における女性の校長と教頭職の割合です。

校長、教頭職を合わせた人数では、26年度で21人で前年より1人減っております

次に31ページでございますが、(2)雇用等の場における男女共同参画の促進で、女性従業員配置の考え方については、平成23年度での事業所での調査結果で、「性別にかかわらず、個人の能力に応じ人員配置を行っている」と答えた事業所の割合が、48.0%でしたので、性別にかかわらずに、配置している事業所が多くなったことがわかります。

次に、(3)多様なニーズを踏まえた就業環境の整備で男女別基本給の額の平均ですが、平成26年度では、男性が242,128円、女性が212,409円で、平成25年度と比べると、男性が3,046円、女性が6,362円基本給

が上がっている状況であります。

次に、(4) 地域社会等への男女共同参画の促進ということで、町会・自治会等における女性役員の割合ですが、町会に関わっている女性の方で、多くいると思いますが、会長職となると、なかなか難しいようで、まだ少ない状況でございます。平成26年度は13名で7.0%でございます。25年度の4.2%から2.8ポイント5名増加している状況でございます。

次に32ページの(5) 男女共同参画の拠点施設の機能充実、女性センター各種講座への男性参加割合でございますが、平成22年度から増え続けておりまして、25年度では252名で、20年度以降最も男性参加者の人数が多くなっておりましたが、平成26年度は、前年より、男性の参加者が52名減っている状況でございます。

女性センターの各種講座につきましては、本日資料としてお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、基本目標の3「多様な生き方が選択できる環境づくり」ですが、(1) 少子高齢社会における男女の自立支援で、育児休業制度と次の介護休業制度に関する規定の設置率ですが、平成26年度は77.8%で、次の項目の、介護休業制度に関する規定の設置率につきましても、平成26年度は70.3%でどちらも増加しております。

小規模な事業所などは代替えの従業員を雇うまで至らないものと考えますが、徐々に増加しているものと考えております。

次の33ページの(2) 生涯を通じた男女の健康支援の「若年層(10代)の人工妊娠中絶数」では、平成25年度の、94件から12件減少して80件となっておりますが、10代の中絶数は、なかなか減らないという状況です。

以上が「はこだて輝きプラン」の施策の推進状況でございます。  
どうぞ、よろしく申し上げます。

塗会長

今の説明に関して、ご意見、ご質問等をお願いします。  
なければ、議題3「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」とありますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(課長)

では、議題3の「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」についてご説明いたします。

先日、「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」について という資料をお配りいたしました。こちらの資料をご説明する前に、前回平成23年度に実施いたしました調査の概要について簡単にご説明させていただきます。

お手元に、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書【概要版】を本日お配りいたしました。お手元にごございましたでしょうか。

まず、表紙に調査の概要がございまして、市民、事業者それぞれの概要を

記載しております。

市民意識調査につきましては、調査対象は、市内に住民登録のある20歳以上の男女2,000人で、住民基本台帳に基づく層化無作為抽出(男女別+年代別)により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送で回収する調査方法により実施しております。

前回の回収状況ですが、回答数756件で、回収率にしましてお37.8%という結果でした。

次に、事業者意識調査ですが、対象は、市内に所在地のある事業所300社を、国の経済センサス基礎調査による規模別抽出により抽出し、市民意識調査同様、郵送で配布し、郵送で回収による調査方法により実施いたしました。

前回の回収状況ですが、回収数127件で、回収率42.3%という結果でした。

ページをお開き願います。左側のページと、右側の上段が市民意識調査結果で、右側下段から裏側が事業者意識調査の結果になっております。

まず、見開きの左側上段の「男女平等に関する価値観について」という項目ですが、男女の地位の平等感につきましては、「学校教育」と「社会活動」以外の項目では「男性優遇」の割合が高くなっております。

また、次の「男女の役割分担について」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての質問で、函館市においては、「男は仕事、女は家庭」という考えについて肯定的意見が33.9%、否定的意見が31.8%、どちらともいえないが31.7%で、3つの意見が拮抗している状況です。

次に、左下には、「男女の人権について」という項目で、ドメスティック・バイオレンス(DV)についてと、セクシャル・ハラスメント(セクハラ)の実態について記載しております。

こちらでは、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントを直接経験したことがあるという質問について、DVについては、15.1%が、セクシャル・ハラスメントについては、13.9%が経験したことがあると回答しております。

右側上段では、「男女の就業について」の項目で、「仕事と家庭についての男性の考え方」と「女性が職業を持つことについて」の項目についての結果が掲載されております。

次に、右下からの事業者意識調査についてですが、「女性従業員の活用について」の項目で、まず、「女性従業員の配置の考え方」ですが、「性別にかかわらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている」という事業者が最も多く、全体では、48.0%となっております。

次に、「女性従業員に配慮した環境づくり」ですが、女性従業員が働き続けられる職場づくりのための取り組みとして、性別にかかわらず、能力主義的な人事管理や研修等を行っている事業者が約6割となっており、様々な職場環境づくりに取り組んでいる事業者が増えてきています。

最後に、「育児や介護に関する制度について」で、育児休業制度や介護休業制度の導入状況また、セクシャル・ハラスメント防止のための取り組みについての事業者の実施状況が掲載されております。

平成23年度の調査の状況は以上となっております。

続きまして、会議資料の「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」についてご説明いたします。

はじめに、この男女共同参画に関する市民・事業者意識調査の目的でございますが、資料の1 目的にありますとおり、第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」の推進にあたりまして、市民や事業者の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、今後の取り組みの参考とすることを目的として、5年ごとに実施してありまして、直近では平成23年度に実施しております。

この5年後ですので、平成28年度に、調査することになりますが、調査結果については、平成30年度から始まる「はこだて輝きプラン」の次期計画の基礎資料となります。

次に、2 実施内容でございますが、まず、市民意識調査ですが、先ほど前回調査の概要を説明させていただきましたが、次回の調査も調査対象、抽出条件、調査方法は前回と同様で考えております。

また、前回調査票については、お手元の資料「別紙1」にまとめてありますが、5ページものの資料となっております。

次に、事業者意識調査ですが、市民意識調査同様、調査対象、抽出条件、調査方法は前回と同様で考えております。

これについての前回調査票については、お手元の資料「別紙2」にまとめてあります。

次に、3 調査スケジュールですが、4月から5月で調査票の内容の精査を行い、6～7月に調査対象者・事業所の抽出作業を行いながら、調査票の内容を確定し、8月から9月の間で、調査票の配布、回収を行う予定でございます。

その後、年内12月いっぱいを目途に、報告書をまとめまして、報告書の公表は現在のところ1月を予定しております。

次に、4 にありますこの男女共同参画審議会での協議事項ですが、前回調査の調査票を基に、調査票の質問項目、内容、調査全体を通して、ご審議いただきたいと思っております。

5 の審議会での協議スケジュールですが、本日の会議での、概要説明および資料を基にご審議していただきまして、いただいたご意見や他都市の調査等を参考に、部内協議いたします。

その後、4月頃には、次回審議会へ向けて調査票の事務局案を作成し、皆様に事前配付し、5月中には審議会を開催し、調査票を最終確定と考えております。

次に、別紙1、別紙2の前回調査の調査票についてですが、まず、市民意識調査ですが、自由記載欄を含めて19の設問で、1 男女平等に関する価値観についてでは、それぞれの分野ごとの平等感について、次に、2 男女の役割分担についてでは、「男は仕事、女は家庭」という考えについて、質問しております。

次に、3 男女の人権についてでは、女性の人権が尊重されていないと感じることや、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、デートDVについて、実態や相談先について質問しております。

次に、男女の就業についてでは、仕事と家庭についての男性の考え方や、女性が職業を持つことについてや、就業を継続する上での支障となることを質問しております。

最後に、介護と子育てについて3つの設問で質問しております。

次に、別紙2の事業者意識調査の調査票ですが、自由記載欄を含めまして、11の設問で、項目といたしましては、1 女性従業員の活用についてでは、配置の考え方、職務遂行上の課題等、女性従業員に配慮した職場づくりの状況を質問しております。

次に、育児や介護に関する制度についてでは、育児、介護の制度の設置状況や利用状況、休業制度を定着させるために取り組んでいること等について 質問しております。

最後に、セクシャル・ハラスメント防止のための雇用管理や取組状況について質問しております。

以上、資料を基に調査概要等についてご説明させていただきました。

先ほどご説明いたしました、来年4月には調査票の案を皆様にお配りし、次回5月の審議会にて調査項目など決定させていただきますが、この場でも調査票に関するご意見など頂戴できればと思っています。よろしくお願いいたします。

塗会長

この説明に関して、ご意見、ご質問等お願いします。

池田委員

今日初めて来ましたので、以前の調査結果等を見させていただきましたが、この意識調査の結果は、例えば、先ほど説明していただいた、平成26年度の「はこだて輝きプラン」の推進状況の事業の中の、どこに活用されたのでしょうか。

事務局  
(課長) この調査を踏まえて、輝きプランを基に取り組んでいる施策がどのような動きになるのかというところを確認しながら、3つの基本目標であったり、施策の中で新たな事業として弱いところ強いところを把握し、男女共同参画に向けた取り組みとして関係部局に、フィードバックしている状況にあります。

10年間の計画なので、男女共同参画に関する意識が10年前に作ったときの状況と実態が合わなくなっている状況や、新たな取り組みとして考えていかなければならないことを把握して、また、今後10年の計画の目標にも反映させていきたいと考えております。

池田委員 5年ごとにアンケートをとっているのですが、事業者意識調査結果で、事業者の方にアンケートをとった中で、例えば育児・介護に関する制度が半分くらいしか、おそらく中小企業だと思うのですが、ほとんど制度がありませんよというような調査結果を基に男女共同参画の中で、これに関して何か施策を立てましたというようなことはありますか。

事務局  
(課長) 例えば、仕事と家庭の両立の取り組みとしますと、平成25年度からワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、講師を招いて、市内の事業者向けに取り組みの大切さを周知しております。

大島委員 今、調査結果を聞きまして、何年までに何パーセントまで変わってきたというその状況はわかりましたが、この会議の場が、課題として函館として何をしていくのかというところを話し合うのか、ただ意識調査だけを毎回審議して、輝きプランとして作ってわかってもらうことなのか、具体的なことがわからなかったのですが、今、男女の就業についてというところに関してはわかったのですが、様々な状況の中で、男女平等の価値観に関してはどのようなことをしてきたのかなど、細かい点がわかれば、今後の話し合いの中の課題も見えてくるのかと思いますので、教えていただきたいと思えます。

事務局  
(課長) まず、10年ごとの計画を策定するための基礎資料となる意識調査に関して審議会で意見をいただいて、反映させた中で、まとめていきたいと考えておりました、それを各部局にも伝えながらそれに沿った目標であったり事業というものを検討していきながら、取り組みをしてもらいます。例えば男女共同参画に関わる事業としては、当課ではフォーラムや勉強会を通して実現に向けた取り組みを進めさせていただいておりますし、新規事業も各部局で毎年ありますので、事業の実施状況等について5月にこの審議会で説明させていただき、ご意見などいただいております。

部長 少し補足をさせていただきます。皆様のお手元に輝きプランがあると思えますが、調査が終わったあとには、また10年の計画を策定することになります。例えば10ページをお開き願います。第3章の施策の展開というところで、記載がありますように、現状と課題というところで、例えば男女の地位の平等感というところで、平等感というものがまだまだこのような状況にあります、このようなことが課題ですというような、この意識調査を基に、現状と課題を導き出して、そして下の基本方向と主要施策というところで、これは、例えば労働、雇用とい

うことは経済部が所管しておりますので、それぞれの部局が自分たちのところでできることはなんだろうかと、各部局へフィードバックしまして、色々な形で施策に結びつけていくというようなことです。また、どのように市民の皆さん意識が変わっているのか、まだまだ足りない部分はどのようなことなのかというところもありますが、まず大きくは、次の計画づくりの時に、意識調査の結果をプランの中に使わせていただくということになります。

比森委員 共同参画という言葉自体が、まだ浸透されていないような気がします。例えばリハビリという言葉は、お年寄りから子どもまで言葉も内容も知っています。国では、大臣がテレビで男女共同参画週間のポスターをPRしていたような気がします。このようなポスターも各町内会にないですし、市から発行されるパンフレットにも掲載されていないので、もう少し共同参画とは何かわかるPRが必要ではないかと思います。

事務局  
(課長) 今、共同参画が周知されていないというお話がありまして、私達男女共同参画課ということで、単なる参加ではなく、積極的に関わって自分の考えや企画立案というところまで男性女性関係なくやっていけるような社会を目指すと言うことで参画という言葉があるのですが、それがあまり広まっていないという話でありますので、私達ももっと色々な場面でPRしていかなければならないと認識しております。  
市政はこたて等の広報では、参画は何かとはふれていませんが、男女共同参画に関する事業についてはその都度紹介しております。

比森委員 防災と男女共同参画の防災はわかるけど男女共同参画ということが何なのかというところがあるので、もう少しパンフレット等でPRしていけばよいのかと思います。

事務局  
(課長) もう少し工夫して検討して参りたいと考えております。

塗会長 その他に意見はありますか。

荒木委員 今議題になっていますのは、23年度に実施した調査票であります別紙1や別紙2の質問項目の妥当性ですとか、何か追加することはないだろうかという事を諮られているのではないかと思いますのですが、そのようなことでよろしいでしょうか。

事務局  
(課長) その通りです。

荒木委員 別紙1の問6ですが、「暴力の実態についてあなたがこれまで経験したことがあるものを選んで下さい」とあるのは、問5の暴力の経験があるということを受けての問6ということでよろしかったでしょうか。

事務局  
(課長) これの設問については、問5のドメスティック・バイオレンスの実態を受けて、問5から経験したことがある方についての設問だと思います。

荒木委員 では、自分自身に直接経験したことがあると答えた方が、問6を答えるという理解でよろしかったでしょうか。

事務局  
(課長) 荒木委員がおっしゃることはわかりますので、このあたりは系統だててきちんと設問がつながるように検討して参りたいと考えております。

荒木委員 同じく問6の②ですが、「誰のおかげで、おまえは生活できるんだ」とか「甲斐性なし」と言われたことがあるというのは、そのような暴言をうけたという意味でしょうか。

事務局  
(課長) その通りです。

荒木委員 もう少しわかりやすくした方がよいかと思えます。  
次に問12ですが、「セクシャル・ハラスメントの防止のためには、どのような対策が必要だと考えますか」という質問の④ですが、相手に対しての毅然とした対応とありますが、これは被害者自身が相手に対して毅然とした対応という趣旨でしょうか、それとも関係機関も含めてでしょうか。

事務局  
(課長) 趣旨といたしますと、直接被害を受けた方がということです。

荒木委員 被害者がということであれば、主語を入れた方がよいかと思えます。  
次に問17ですが、「ご自身がもしも介護を必要とするようになったら、どのようにしたいですか」という質問なのですが、この質問がなぜ項目に入っているのか不思議だったのですが、どのような趣旨でこの質問を入れたのでしょうか。

事務局  
(課長) これについては、実際に介護を必要とされる方の気持ちが理解されない部分がありますので、そういったところの考え方がこの設問の回答のように、どのように本人が考えているのか知りたいというところかと思えます。

荒木委員 正直この問17の回答がどのような回答であっても、男女共同参画にはあまり関係ないのではないかと、例えば答えが「女性から介護を受けたい」だとか「介護は長男の嫁がやるものだ」といったようなことであればわかるのですが、ちょっとこの問いがよくわからないなと思ったのですが、これは意見です。

最後に、事業者意識調査の別紙2の調査票の問1ですが、①の「女性の特性に応じた人員配置を行っている」という回答なのですが、これは23年度概要版を拝見すると、「性別にかかわらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている」という事業者が最も多く、全体では48.0%となっています。というように書かれているのですが、これは②の回答を選ぶと男女共同参画が果たされていて、①だとそれは不十分ではないかというような趣旨の質問でしょうか。



というのは、女性の特性に応じた人員配置ということが、必ずしも男女差別的とは限らないと思います。例えば弁護士でも、わいせつ事件など女性が被害を受けられた場合に、それが女性弁護士を配置された場合でも、それが差別的な配置ということではなく、女性の特性に基づいて適正な人員配置をしたということもある、また、例えば、清掃会社の場合でも、男子トイレは男性が清掃する、女子トイレは女性が清掃するということは、女性の特性に応じて配置がされていると言えると思いますが、それが差別的な人員配置だと必ずしも言えないと思います。

具体的にどうした方がよいという案がなくて、難しいのですが、「女性が家事をするのに忙しいから使いにくい」とか、「仕事意識が低いんでしょ」という差別的な意識に基づいて、人員配置を行っているのであれば、差別的だと言えると思うので、問2をうけて、問1があるとした方がよいのかなあと思いました。

すみませんこれは意見です。以上です。

事務局  
(課長)

わかりました。平成23年当時どのような整理されたのか、わかりませんが、実際に平成28年度に調査を実施するにあたって、このように皆様からご意見やアドバイスを参考にさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

宮越委員

この24年に出されている「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」10ページの調査票が、今日の資料別紙1、2になっていて、実際調査をする時には、この報告書にあるような形になるのかと思うのですが、7ページの7の調査比較のところで、平成13年、18年、23年と比較してありますが、平成13年度の回収率が52.4%、18年度が52.0%で、23年度になると回収率がとても低くなって37.8%になっています。これだけ今もっと忙しくなって回収率がどうなるのかなと感じています。この質問項目は、今後精査していくと思いますし、過去や内閣府調査との比較との関係で、質問内容にしぼりが出てくるかと思いますが、回収率を少しでも上げた方がよいかと思えます。今回の国勢調査のように、電子媒体を利用するなど、予算の関係もあるかと思えますが、郵送だけでは厳しくなっているのかなと感じています。回収率を上げて函館市民の意識が見えて来て、施策に反映することができればよいのかなと思っております。以上です。

事務局  
(課長)

電子媒体での調査が実施可能かどうかについて、すぐに回答はできませんが、回収率については、前回調査が低かったことは承知しておりますので、少しでも回収率が上がるように考えていきたいと思っております。分析としますと、前は夏休み等が重なったことも一因であるかと考えております。

塗会長

その他、ありますでしょうか。なければ、議題4 その他とありますが、事務局から説明をお願いします。

事務局  
(課長)

次に、議題4の「その他」でございますが、皆様にお配りしております配付資料ですが、はじめに、赤色の表紙、「平成27年度女性センター業務概要」ですが、昨年度事業概要と今年度の事業計画などを載せております。

その中で、12ページになりますが、年度別利用状況の推移を昭和47年から

グラフにして掲載しております。平成26年度の利用者数は、一番下の17,566人となっております。ここ数年増加傾向であります。

平成21年度から現指定管理者（にっぽん生活文化楽会）が、女性センターの管理運営委託を受けて以来、利用者数を増やしてきている状況でして、平成25年度と比較いたしますと前年対比126人の増となっております。

ここで、訂正ですが、一番下の平成26年度の状況ですが、グラフに誤りがありましたので訂正させていただきます。

12ページの上段右側に凡例としまして、グラフの区分 団体利用、主催・共催利用、個人利用と示してありまして、平成26年度の状況で見ますと、5,014人が団体利用、9,207人が主催・共催利用となっておりますが、こちらが団体、主催・共催利用の人数が逆にしていただきたいと思います。

正しくは、団体利用9,207人で、主催・共催利用5,014人となりますので、お手元の冊子の訂正をお願いします。

平成26年度の状況ですが、前年度と比較いたしますと、主催・共催利用が減っておりますが、団体利用が前年対比555人の増となっております。団体利用数が増加した要因といたしましては、利用団体数、利用回数は前年度同様の傾向ですが、1回に利用する人数が多かったと考えております。

次に、ピンク色、女性センターの27年度後期講座（10月～）案内、最後にマイセルフ54号、男女共同参画情報誌ですが、毎年春と秋の2回発行しております。こちらは、9月に発行した最新号でございます。以上でございます。

塗会長

皆様から、何かございますでしょうか。  
なければ、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

司 会

事務局からですが、次回の会議の開催予定ですが、来年の5月下旬を予定しております。  
以上もちまして、平成27年度第2回男女共同参画審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会（19：30）